

ワースト・アセス・コンテスト 評価書(案)

事業名	中城湾港(泡瀬地区)公有水面埋立事業	事業者	沖縄開発庁沖縄総合事務局
-----	--------------------	-----	--------------

1. 実施されたアセス手続は事業による環境影響の回避や軽減に役立つか？(Yes・No) NOの場合、
なぜ役に立たないか？どのようにアウズメントだったか？より具体的な記入が可能であればお願いします。

項目	事業者による影響予測と評価	事業者の評価に対する応募者の評価
環境調査の不備 環境保全措置の不備(海草の手植え移植、トカゲハゼ等)	影響なし 影響なし	影響あり((絶滅危惧種が記載されなかった、大規模なサンゴ群集の見落とし) 影響あり(海草手植え移植実験で環境を攪乱、トカゲハゼの保全と称し佐敷干潟のトカゲハゼが捕獲され放流された。養殖されたトカゲハゼも放流されたが効果なし)

2. 影響評価に必要な情報は公開されていたか？NOの場合、

どのような情報が隠されていたか？	事業者側の専門家氏名等
------------------	-------------

3. 環境影響を評価した項目は適切か？調査は十分だったか？科学的だったか？NOの場合、

どのような評価項目が欠けていたか？	大規模なサンゴ群集の存在自体を見落とし、数多くの新種や絶滅危惧種を見落とす調査は、非科学的かつ不十分である。
-------------------	--

4. 方法書や準備書に対して提出された意見は合理的に反映されたか？NOの場合、

何がどう反映されていなかったか？	環境保全の観点や経済的合理性が全く取り入れられなかった。
------------------	------------------------------

5. 地方公共団体は、住民意見や地域環境を適切に考慮して意見を述べたか？NOの場合、

どのような問題があったか？	現沖縄県知事は事業推進派である。民主党政権下で 2010 年に新計画として本事業が取り上げられた際には無理に本事業を引き寄せた。環境や住民の意見を尊重していない。
---------------	---

6. 環境省は自然環境の保護を任務とする省として果たすべき役割を果たしたか？NOの場合、

どのような問題があったか？	消極的な意見は言うが、環境保全という役割を十分には果たしていない。
---------------	-----------------------------------

7. 環境影響評価の実施時期は適切だったか？(Yes・No) NOの場合、

影響を回避軽減するためには評価はいつ行われるべきだったか？	浚渫工事着工前、護岸工事を着工する前
-------------------------------	--------------------

8. 環境影響評価のための調査にかかった費用は？ (約 1,200 億円 (新港地区 浚渫含む)) 円 不明の場合は空白可

9. アセス手続が客観性を疑われる根拠となる事実はあるか (調査を行った業者が事業者から天下りを受け入れている、関連事業者である等) (Yes)

泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求事件の結果、経済的合理性がないことは明白。その後、計画を立て直し、新たな事業として民主党政権下で事業に GO サインが出たが、その際に知恵を授けた有識者9名の氏名所属等は隠されたまま。

10. 皆様から寄せられて加えたワースト評価項目です。その他にもあればご自由にご記入ください。

・アセス手続きの事前調査や手続中の調査が環境影響を及ぼした。Yesの場合、海草移植は実験として試みられたが、結果として失敗。環境に影響を及ぼした。

・アセス手続の最中に事業者が事業を進捗させている。Yesの場合、新港地区の浚渫が先に進み、浚渫土砂の捨て場がなく、泡瀬干潟が対象になった。

・事業決定前に、目的の正当性、妥当性、効果の議論に十分な説明、参加、意見反映があり、環境影響が比較評価されたか。

Noの場合、住民への説明や合意形成手続きなし。市民の殆どは、何処が埋められるかも知らなかった。比較評価は、例えば浚渫土砂の代替案も検討されていない。

・周辺の複数開発事業との複合的なアセスは行われたか？ Noの場合、周辺の開発事業、例えば比屋根湿地の改修工事は行われ、貴重種(コハクオカミガイなど)が多数死滅した

・ゼロオプション(何もしない案)や代替案は検討されたか？ Noの場合、海草移植、クビレミドロ移植の代償措置は実施されたが、海草移植は失敗し、クビレミドロ移植も途中で中断された(2区がなくなったので)。

・アセス手続で十分に住民意見等を言える機会があったか？ (Yes・No) Noの場合、市民は殆ど知らないうちに進行した

・訴訟(有)の場合のアセスの関する争点や、裁判所の判断が示されている場合はその判断をご記入ください。

泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求事件(2009年10月15日、控訴審判決)

第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止事件(2011年7月22日、提訴)

・環境省の指針や関係省令そのものへの疑問がある(Yes):

環境省の方針、指針に反することが堂々で行われても、環境省はあまり意見が言えなかった。海草移植や事業そのもの(計画見直し時の環境大臣意見)には少し意見を言い、ラムサール条約国別報告書等に現状を記載はするが、保全そのものへのアクションが取れない。関係省令も、始まった事業に問題があっても「中断」「中止」ができない。アセス法はザル法である。新種、貴重種、絶滅危惧種が数多く新たに発見、確認されても事業は止まらず。何のための環境省なのか！！

・その他、特記事項 (どのようにすればよりよいアセスになるか)

住民との合意形成、ゼロ・オプションの導入、氏名を公開し責任を取る専門家及び第三者機関による評価、

